

## 11 学校生活について（生活指導部）

### 1 保護者のみなさまへ

入学後、お子さまは「淀生」としての学校生活が始まります。高校生としての生活は、中学時代とは違い、自覚と責任を強く求められます。つまり、自分のとった行動は、自分が責任を持つことを意味しているのです。日々の学習はもちろんですが、学校の内外を問わず「淀生」としての自覚を持ち行動しなければなりません。

高校生活の3年間は、心身ともに急速な成長をする時期であり、社会に旅立つための準備期間として大切な時期でもあります。しかし、急速な体の成長に心の成長が追い付かず、精神的に不安定になりやすく、自己制御ができないまま問題行動につながるケースもあります。

問題行動に結びつきやすいこの時期を無事に乗り越え、3年間で立派に成長し卒業していくためにも、保護者のみなさまのあたたかい支援が必要です。ご家庭におかれましても、普段からお子さまの話を聞いていただき、あたかかく見守りつつ、ご指導いただきますようお願いいたします。

#### (1) 本校の服装について

##### (a) 男子生徒の場合

- ① 黒色で詰襟の標準学生服を着用してください。
- ② 学生服の下は、白のカッターシャツを着てください。
- ③ 校章は左襟に、学年章（ローマ数字）は右襟に付けてください。（工学系は系章を右襟に付けてください）
- ④ 中学生のときの学生服（黒詰襟）をボタンのみ取り替えて着用しても構いませんが、以下の点に注意してください。

（注）本校ではいわゆる変形服（長ラン、短ラン等）は認めておりません。異常に長い、あるいは短い上着やズボンは不可です。ズボンの裾幅が広すぎたり、狭すぎたりするのも不可です。

##### (b) 女子生徒の場合

- ① 紺色ブレザーと同色のスカート（黒色ズボン着用可）を着用してください。（紺色のベストは、着用してもよい）
- ② 左胸ポケットの左に校章、右に学年章を付けてください。（工学系は右に系章を付けてください）
- ③ 中学生の時の制服が類似している場合は、生活指導部にご相談ください。

##### (c) 通学時のカバン及び靴について

特別に指定したカバンや靴はありません。しかし高価な物はできるだけ避けるようにしてください。

##### (d) 頭髪について

本校では染色、脱色、故意によるパーマ等は一切禁止しています。違反した場合、元に戻す指導を行っています。ご理解、ご協力ください。

#### (2) 遅刻について

時間は、すべての人々に等しく与えられています。この大切な時間を有意義に用いるためにも、決して時間に遅れることのないよう、ご指導ください。特に、休み明けは遅刻しやすいのでご注意ください。（本校の始業時刻は、8時30分です）

#### (3) 運転免許証について

本校では、生命の尊重と交通安全という観点に基づき、原則として「運転免許証は取らない。単

車には乗らない。単車を買わない。」という方針で臨んでおります。(もちろん、二輪車や四輪車を運転しての通学は、全面禁止で懲戒指導になります。)誠に不幸なことですが、本校におきましても、過去に死亡事故が起きております。素晴らしいはずの青春期、一生を交通事故で無駄にすることのないよう、運転免許証の取得及び運転については、お子様と十分に話し合ってください。

#### (4) 携帯電話の使用について

携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、授業中の生徒による携帯電話の使用を禁止しています。

「ネット上のいじめ」やインターネット上のトラブルが大きな問題に発展するケースが起っています。他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラルをしっかりとご家庭で話し合い、使用するようになしてください。

#### (5) 問題行動について

喫煙、暴力行為、窃盗行為、考査不正行為などの問題行動について、懲戒(訓告、停学、退学)を含む厳しい指導を行います。また、本校生はいかなるときでも「淀工生」であり、校外であっても指導の対象になることを自覚してほしいと思います。家庭におかれましても、お子さまの日常生活に深い関心を持っていただき、早期発見と事前指導に努めていただくとともに、ご心配な点などございましたら学級担任又は生活指導部にご相談ください。

#### (6) 喫煙について

本校も他校同様、「未成年飲酒・喫煙防止法」の観点から、喫煙については厳しく指導しております。昨今の禁煙ブームやタスポ導入で、未成年者がたばこを購入しにくくなってはいますが、それでも高校生の喫煙や所持による懲戒が絶えません。成長期である高校生がたばこを吸うことで、その成長の妨げとなり、また、たばこには、発がん性物質が多く含まれていることは周知の通りです。本校は、喫煙習慣がなくとも喫煙具であるたばこやライターを所持していた場合、懲戒を含んだ指導を行います。この点を踏まえ、責任ある行動をとるよう、ご家庭でもご指導ください。

#### (7) 自転車通学について

自転車による事故やトラブルが増えています。交通ルールやマナーを守ることは勿論ですが、本校では、自転車保険(任意保険)に加入することを条件にステッカーを発行し自転車通学を許可しています。

#### (8) その他

- (a) 欠席するときは、学級担任に連絡してください。
- (b) 早退したときは、許可証を持ち帰りますので、押印のうえ生活指導部へ提出してください。
- (c) アルバイトは、できるだけさせないでください。やむを得ず行う場合には、必ず学級担任及び生活指導部に相談してください。
- (d) 貴重品や大金を持って来させないようにしてください。また、体育、行事等の際は、学校の貴重品袋を使用し、その他は自分で責任をもって管理するようにしてください。
- (e) 外出先を告げない、金遣いがあらい、外泊をする等、保護者として気になるようなことがありましたら、お子様とよく話し合っていたいただくとともに、学校にもご相談ください。

#### (9) 部活動について

本校には現在、運動系と文化系と合わせて24の部と5つの同好会があります。部活動では、系や学年、クラスの枠を越えた人と人との結び付きができ、自主性や協調性など豊かな人間性を育てるために大きな影響を与えていると考えています。本校は部活動が活発です。是非とも、部活動に参加し、3年間充実した学校生活を送ってほしいと考えています。

車には乗らない。単車を買わない。」という方針で臨んでおります。(もちろん、二輪車や四輪車を運転しての通学は、全面禁止で懲戒指導になります。)誠に不幸なことです。本校におきましても、過去に死亡事故が起きております。素晴らしいはずの青春、一生を交通事故で無駄にすることのないよう、運転免許証の取得及び運転については、お子様と十分に話し合ってください。

#### (4) 携帯電話の使用について

携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、授業中の生徒による携帯電話の使用を禁止しています。

「ネット上のいじめ」やインターネット上のトラブルが大きな問題に発展するケースが起こっています。他人への影響を考慮して行動することや有害情報への対応などの情報モラルをしっかりとご家庭で話し合い、使用するようになしてください。

#### (5) 問題行動について

喫煙、暴力行為、窃盗行為、考査不正行為などの問題行動について、懲戒(訓告、停学、退学)を含む厳しい指導を行います。また、本校生はいかなるときでも「淀生」であり、校外であっても指導の対象になることを自覚してほしいと思います。家庭におかれましても、お子さまの日常生活に深い関心を持っていただき、早期発見と事前指導に努めていただくとともに、ご心配な点などがございましたら学級担任又は生活指導部にご相談ください。

#### (6) 喫煙について

本校も他校同様、「未成年飲酒・喫煙防止法」の観点から、喫煙については厳しく指導しております。昨今の禁煙ブームやタスポ導入で、未成年者がたばこを購入しにくくなってはいますが、それでも高校生の喫煙や所持による懲戒が絶えません。成長期である高校生がたばこを吸うことで、その成長の妨げとなり、また、たばこには、発がん性物質が多く含まれていることは周知の通りです。本校は、喫煙習慣がなくても喫煙具であるたばこやライターを所持していた場合、懲戒を含んだ指導を行います。この点を踏まえ、責任ある行動をとるよう、ご家庭でもご指導ください。

#### (7) 自転車通学について

自転車による事故やトラブルが増えています。交通ルールやマナーを守ることは勿論ですが、本校では、自転車保険(任意保険)に加入することを条件にステッカーを発行し自転車通学を許可しています。

#### (8) その他

- (a) 欠席するときは、学級担任に連絡してください。
- (b) 早退したときは、許可証を持ち帰りますので、押印のうえ生活指導部へ提出してください。
- (c) アルバイトは、できるだけさせないでください。やむを得ず行う場合には、必ず学級担任及び生活指導部に相談してください。
- (d) 貴重品や大金を持って来させないようにしてください。また、体育、行事等の際は、学校の貴重品袋を使用し、その他は自分で責任をもって管理するようになしてください。
- (e) 外出先を告げない、金遣いがあらい、外泊をする等、保護者として気になるようなことがありましたら、お子様とよく話し合ってください。同時に、学校にもご相談ください。

#### (9) 部活動について

本校には現在、運動系と文化系と合わせて24の部と5つの同好会があります。部活動では、系や学年、クラスの枠を越えた人と人との結び付きができ、自主性や協調性など豊かな人間性を育てるために大きな影響を与えていると考えています。本校は部活動が活発です。是非とも、部活動に参加し、3年間充実した学校生活を送ってほしいと考えています。

## 生徒心得

淀川工科高等学校の生徒として集団生活をしている以上学校の秩序を保持し、生徒としてふさわしい行動を取るようにならなければならない。ここに記した心得はこのような目標のもとに、生徒のとるべき態度について一つの標準を示すものであり、常にこれを実践して行くことにより、その成果が期待できるものである。

### 1. 頭髪・身だしなみ規程

- (1) 通学の際は本校規定の学生服着用のこと。(男子は黒詰め襟上着と同色学生ズボン・ベルト。女子は紺色ブレザーと同色スカート。ただし女子は黒または紺色の学生ズボン・ベルト・紺色ベストを着用してもよい。)ただし、5月1日より10月31日まで、夏の略装(男子は黒色学生ズボン・ベルト、女子は紺色スカートもしくは黒または紺色の学生ズボン・ベルトに、白無地の開襟シャツ・カッターシャツ・ブラウス)で通学してもよい。パーカーなどフードの付いた服は校内持込禁止。
- (2) 本校規定の学生服の上に防寒衣を着用してもよい。ただし、色は黒・紺・ねずみ・茶が望ましい。
- (3) 男子は校章を左襟に、学年章・糸章を右襟に、女子は左胸ポケットの左に校章、右に学年章・糸章を付けること。
- (4) 校内では規定のはきものを使用すること。ただし、負傷等により規定のはきものが使用できない時は、生活指導部の許可を受けること。
- (5) 実習服、実習帽、体操服は、常に清潔にすること。

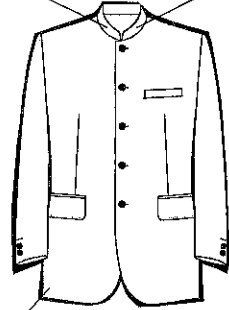
(6) 故意によるパーマ・染色・脱色・ピアスは禁止とし、本校生として自覚のある身なりに努めること。

(7) その他、生徒としての品位を失うような身なりはしないこと。

〈男子制服〉

右襟に学年章・糸章

左襟に校章



制服の丈の長さは標準の長さとする

## 2. 言語・態度

- (1) 言語は明晰、態度は温和であること。
- (2) 長上には敬意を表し、礼儀作法をよくわきまえること。
- (3) 粗暴な態度、野卑な言葉は厳重に憤むこと。特に暴力は一切用いないこと。
- (4) お互いの人権を尊重する態度を養うこと。

## 3. 校内生活

- (1) 校内では常に清潔・整頓を旨とし、環境の美化に努めること。
- (2) 落書をせず、紙屑等は捨てぬこと。
- (3) 共同使用の建物・器具等の取扱いに特に注意すること。もし破損した場合は直ちに生活指導部に届け出て指示を受けること。
- (4) 登校後は許可なく校門を出ないこと。
- (5) 所有物には必ず記名しておくこと。
- (6) 金銭・物品の貸借は出来るだけしないこと。また物品の売買は厳に慎むこと。
- (7) 金銭や物品等の盗難・紛失及び拾得の場合には、必ず生活指導部まで届け出て指示を受けること。
- (8) 登校（始業8時30分）の時間を厳守し、欠席・遅刻・早退はできるだけしないこと。
  - a. 欠席した時は、保護者よりホームルーム担任へ届け出ること。
  - b. 遅刻した時は、その旨、口頭でホームルーム担任へ届け出ること。
  - c. 欠課・早退するときは必ずホームルーム担任、及び生活指導部の許可を受けること。

- d. 家族の死亡による忌引は早急に届け出ること。忌引日数は次の通りとする。

父	母	5日以内
祖父母兄弟姉妹		3日以内
伯（叔）父母		1日

ただし、遠隔地の場合は往復日数を加算する。保護者が父母でない場合は父母に準ずる。

- (9) 登・下校時に単車・自動車の使用は禁止する。学校行事、部活動などで学校以外の場所に行くときも同様とする。
- (10) 携帯電話の使用についてはマナーを守り、特に授業中の使用は禁止とする。

## 4. 校外生活

- (1) 誘惑に負けず毅然たる態度と、秩序正しい生活を実践し、正義感と理性的態度を堅持すること。
- (2) 公德心をわきまえ、すべてのものに愛情をもち、暴力行為を厳に憤むこと。
- (3) 生徒としての品位を維持し、車中、歩行中には、他の人に不快な感情を抱かせないように、言動に注意すること。
- (4) 喫煙、飲酒は絶対にしないこと。
- (5) 高校生としてふさわしくない場所には絶対に出入りしないこと。
- (6) 常に生徒証を所持すること。特に紛失しないように注意すること。
- (7) 旅行等で家を離れる場合は、必ずホームルーム担任まで届け出ること。
- (8) アルバイトはできるだけしないこと。
- (9) 覚せい剤、大麻、シンナー、危険ドラッグ等の

薬物の誘惑には注意し、絶対に手を出さないこと。

### 懲戒に関する規定

本校生徒であって校則を違反し、又は本校生徒として次のような行為のあった者はこれを懲戒する。

1. 調査中の不正行為をした者に関する事項
  - ア 調査中において不正行為をした者。
  - イ 調査中において許可なく禁じられた器具（携帯電話等の電子機器、電卓等）、紙片、図書等を携帯したため不正行為と見なされた者。
2. 飲酒又は喫煙を行った者に関する事項
  - ア 飲酒喫煙等をした者。
  - イ 友人の飲酒、喫煙行為に対し、同席していたにもかかわらず、これを阻止しなかった者。
  - ウ 飲酒に関する容器又は喫煙用具を所持した者。
3. 単車や車輜に関する事項
  - ア 無免許運転を行った者。
  - イ 単車や車輜に乗車し学校活動に参加した者。又は車輜を運転し交通規則に違反及び事故を起こした者。
4. その他の問題行動に関する事項
  - ア 職員会議でその処置を審議し、校長が決定する。

### 諸届けについて

教務部で扱うもの	忌引届、再履修願
生活指導部で扱うもの	早退・外出許可証、 <u>「出席扱い」・「出席不要」</u> の許可証、設備破損届、自転車通学許可願、紛失・盗難届、生徒証紛失届（再発行許可証）、事故届、異装届、 <u>淫活動届</u> 、部活動入退部届、拾得物届
進路指導部で扱うもの	「出席扱い」・「出席不要」の許可証（就職、進学受験に関するもの）、求職申込票、就職・進学用調査書発行願
事務室が扱うもの	転（退）学願、復学願、休学願、就学支援金申請書、奨学のための給付金申請書、改姓（名）届、在学証明書、生徒証、住所変更届、通学経路変更届、生徒証紛失届（生徒証再発行許可書）、学生旅客運賃割引証交付願兼旅行届、通学証明書

\_\_\_\_\_は特別活動部で扱うもの